



熊本県公報

第 1 2 0 3 2 号
平成 23 年 8 月 2 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 保安林の指定の解除の予定…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定の解除の予定…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による施術者の変更…………… (社会福祉課) 4
- 少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 4
- 登 載 依 頼
- 第 1 3 8 回熊本県都市計画審議会の開催…………… (熊本県都市計画審議会) 4
- 政治資金規正法第 17 条第 2 項適用団体の告示…………… (選挙管理委員会) 5
- 平成 23 年度第 3 回熊本県公立大学法人評価委員会の開催
…………… (熊本県公立大学法人評価委員会) 6
- 平成 23 年度第 1 回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門
部会の開催…………… (鹿本地域保健医療推進協議会) 6
- 平成 23 年度第 1 回菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門
部会の開催…………… (菊池地域保健医療推進協議会) 6

告 示

熊本県告示第 7 5 2 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 23 年 8 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 8 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本田原坂線	熊本市太郎迫町字南尾迫 2 1 番 2 地先から 同市太郎迫町字大原 5 2 1 番地先まで	334.0	活力基 盤交安 (交差 点改良)

2 供用を開始する期日 平成 23 年 8 月 2 日

熊本県告示第 7 5 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 23 年 8 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
徳王ヒルズ 熊本市徳王二丁目1番72号	医療法人聖孝会	平成23年8月1日

熊本県告示第754号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年8月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
徳王ヒルズ 熊本市徳王二丁目1番72号	医療法人聖孝会	平成23年8月1日

熊本県告示第755号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年8月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
リハビリ型デイサービス アスカ 八代市大村町785番地1	株式会社ワールドスター	平成23年8月1日

熊本県告示第756号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年8月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
リハビリ型デイサービス アスカ 八代市大村町785番地1	株式会社ワールドスター	平成23年8月1日

熊本県告示第757号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成23年8月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援センターあそ 上益城郡御船町滝川46番地	社会福祉法人伸生紀	平成23年8月1日

熊本県告示第758号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年8月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター「グリーンコープゆるりの家・山鹿」 山鹿市大字久原3825番地2	グリーンコープ生活協同組合くまもと	平成23年8月1日

熊本県告示第 7 5 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 3 年 8 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター「グリーンコープゆるりの家・山鹿」 山鹿市大字久原 3 8 2 5 番地 2	グリーンコープ生活協同組合くまもと	平成 2 3 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 6 0 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 3 年 8 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 熊本県八代市泉町樫木字樫木 8 7 番 4 （次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 7 6 1 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 3 年 8 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 熊本県八代市東陽町河保字椎場 4 0 0 2 番 1 1 ・ 4 0 0 2 番 1 2 ・ 4 0 0 2 番 1 3 （以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 7 6 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 2 3 年 8 月 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 3 年 8 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	八代不知火線	宇城市松橋町砂川字知火場 9 2 番 1 地先から 同所 1 2 9 番 1 地先まで	前	10.2 ～ 12.5	185.0 190.0	道路法 第 2 4 条工事 (迂回路 廃止)
			後	11.1 ～ 13.6 10.2 ～ 12.5		

- 区域を変更する期日 平成 2 3 年 8 月 2 日

熊本県告示第763号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により次の施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年8月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術者の氏名	施術所の名称	変更事項		変更年月日
		旧	新	
吉田 心平	倫心館てもみ整骨院・鍼灸院	施術所の所在地		平成23年7月1日
		玉名市岱明町大字野口152番地3	玉名市六田19番地13	

熊本県告示第764号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成23年7月26日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年8月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	いいなり未亡人 後ろ狂い（オーピー） 美脚教師 開いて悶絶（オーピー） ハイミス本番 艶やかな媚態（新東宝） 恋情乙女 ぐっしょりな薄毛（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

登載依頼

熊本県都市計画審議会公告第1号

第138回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成23年8月2日

熊本県都市計画審議会
会長 両 角 光 男

- 1 日時
平成23年8月12日（金）午前10時から
- 2 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館2階職員研修室
- 3 議題
【審議】
 - （1）熊本都市計画墓園の変更の件
【熊本都市計画区域（熊本市）：桃尾墓園の区域の追加】
 - （2）菊池都市計画道路の変更の件（大臣同意あり）
【温泉通り線他1路線：菊池市】
 - （3）菊池都市計画道路の変更の件（大臣同意なし）
【大琳寺木庭橋線他1路線：菊池市】
 - （4）熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針の変更の件

- (5) 市街化調整区域内地区計画の同意に関する指針の変更の件
- (6) 大規模集客施設の広域調整に関する方針の変更の件

【報告】

熊本市の政令市移行に伴う都市計画区域の再編及び区域区分変更等について

- 4 傍聴者の定員
20名
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の1時間前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。
 - (2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。
 - (3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
 - (4) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
 - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
 - (2) はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
 - (3) 会場内での飲食はできません。
 - (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等はありません。
 - (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
 - (6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部道路都市局都市計画課）
電話番号：096-333-2520

熊本県選挙管理委員会告示第31号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成23年4月1日以後は、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。
平成23年8月2日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任者 氏名	主たる事務所の所在地
西たいし後援会	西 泰史	坂本 哲子	熊本市蓮台寺2丁目3-7-201
加藤義明後援会	東田 実	山本 幹雄	阿蘇郡西原村大字布田1705番地
さいとう正後援会	齊藤 正	大淵 正之助	八代市井上町371番地（205）
政治結社 一死会	佐々木 三男	佐々木 浩徳	菊池市旭志新明726
高橋けん後援会	高橋 勇雄	高橋 ひとみ	上天草市大矢野町上6543番地
徳永隆義後援会	甲斐 利一	福岡 敬生	菊池市泗水町吉富424-3
松村慶次後援会	大山 博詔	松村 ますみ	玉名郡和水町岩尻1381

やまなか重子と共に町づくりをすすめる会（やまなか重子後援会）	山中 重子	高木 弘美	- 27 玉名市滑石2305-1
--------------------------------	-------	-------	---------------------

熊本県公立大学法人評価委員会公告第3号

平成23年度第3回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成23年8月2日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 崎 元 達 郎

- 1 開催日時
平成23年8月9日（火）
午後1時30分から（2時間30分程度）
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
・平成22年度業務実績評価について
・中期目標期間終了時の検討及び措置について 等
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部文書私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成23年度第1回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年8月2日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成23年8月9日（火）午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
山鹿市山鹿465-2
熊本県山鹿保健所会議室
- 3 議題
(1) 救急告示医療機関の更新審査について
(2) その他報告事項
熊本県へり救急搬送体制について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
山鹿市山鹿465-2
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県山鹿保健所総務企画課内)
(電話0968-44-4121)

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成23年度第1回菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会（兼地域健康危機管理推進会議）を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年8月2日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成23年8月19日（金）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
菊池市限府1272-10
菊池地域振興局 別館2階 大会議室
- 3 議題
（1）救急医療に関する事項
（2）その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局の許可を得たうえで、入室することができる。
（2）傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
菊池市限府1272-10
菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
（熊本県菊池保健所総務企画課）
（電話0968-25-4156）